

～人と企業に輝きを～



HUM

〇〇株式会社 御中

中小企業緊急雇用安定助成金 申請ガイドブック

2009年8月1日

株式会社ヒューマンネット・コンサルティング

6、受給のための手続き

STEP

1

ハローワークへの**事前届出**

◆事業主は、休業・出向実施計画の期間を立てる。(=判定基礎期間)

↳ この期間が、支給申請のときの支給対象期間となります。(イメージ図①参照)

**ステップ1から順番に受給
のための手続きを説明致し
ております。**

1ヶ月分)
2ヶ月分)
3ヶ月分)

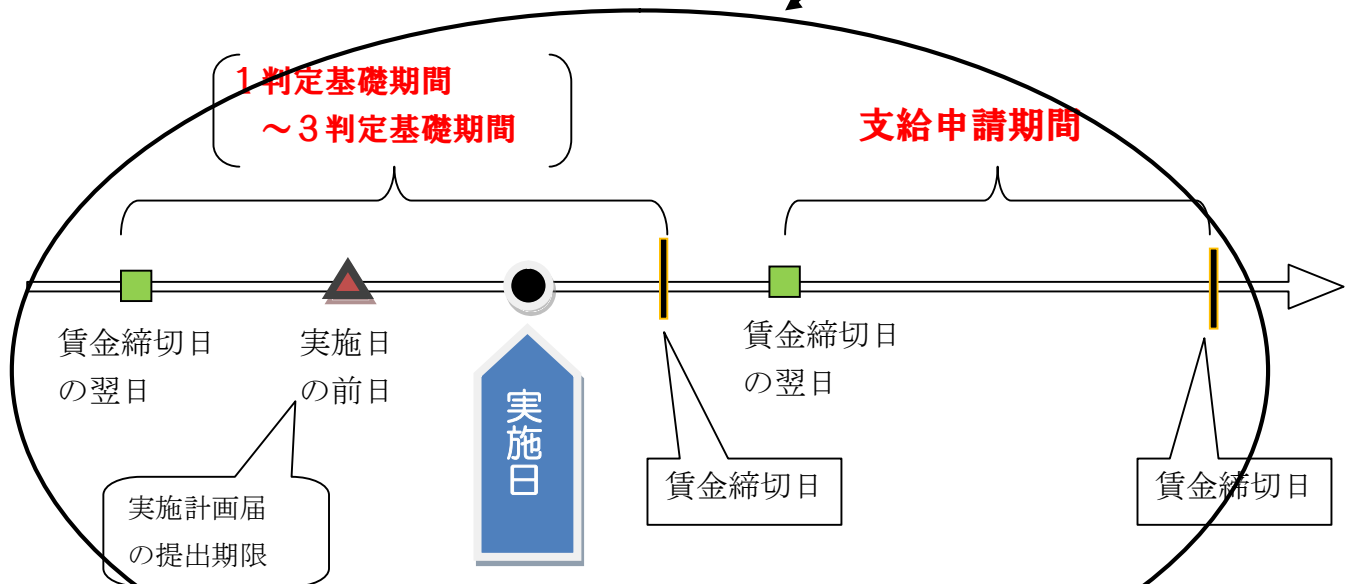
この中から選択して休業実施計画を立てる。

は教育訓練の実施計画届を提出。

は休業及び出向初日の原則

**難しい手続きの流れを
図式化し、分かり易く説明
致しております。**

🤖 <ステップ1のイメージ図①> 🤖



※判定基礎期間・・・賃金締切期間（賃金締切日の翌日から次の賃金締切日）をいう。

1判定基礎期間は、1つの賃金締切日を、

2判定基礎期間は、連続する2つの賃金締切期間を、

3判定基礎期間は、連続する3つの賃金締切期間をいいます。

8、助成金算出方法

前年度1年間の雇用保険の保険料算定となる賃金総額を**労働日数**で割り、被保険者1人当たりの1日分のその平均賃金額に休業(教育訓練)協定書にある基準賃金額を求め、これに**助成率(80%)**をかけると、1日あたりの助成金額です。但し、1日あたりの支給限度額は1人**7,730円**です。

助成金の算出方法を事例をあげてイメージが沸くように致しました。

年間所定
あたりの
助成金

事例①・・・80人の従業員をそれぞれ4日休業させた場合

前年度1年間の雇用保険の保険料算定となる賃金総額 = **400,000,000円** (平均年収500万円)
前年度1年間の平均被保険者数 = **80人**
年間所定労働日数 = **240**
休業協定書に定める休業手当支給率 = **60%**

☆上記の条件で算出した助成金額は下記の通りです。

① 前年度1年間の**雇用保険の保険料の算定基礎となる賃金総額**
400,000,000円

② 前年度1年間の1か月**平均雇用保険被保険者数**
80人

③ **年間所定労働日数**
暦日 **365** 日 - 年間所定休日数 **125** 日 = **240** 日

④ **平均賃金額**
①雇用保険料の算定基礎賃金総額 ②平均雇用保険被保険者数 ③年間所定労働日数
40,000,000円 ÷ **80人** ÷ **240日** = **20,833円**

順番に計算していくことにより、どのくらい助成金が受給できるか分かります。

※支給額の決定は、労働局において雇用保険データを基に算出された額となりますので、本計算式で算出された金額と異なる場合がありますのでご了承下さい。

休業協定書

株式会社ヒューマンネット・コンサルティングと、株式会社ヒューマンネット・コンサルティング労働者代表、佐藤太郎とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

記

1. 休業の時期

休業は平成21年8月1日から平成21年8月31日までの間において、これらを含め、

ひな形を用意してありますので、そのひな型にそって作成すれば簡単に作成できてしまいます。

イロハに○をつけるのではなく、自社の算定方法を選び、記入する。

6人とする。
行うものとする。

た額の手当を支払うものとする。

所定労働日数

短時間休業を行わない場合は、(2)の項目は記入しない。

ロ. 日ごとに支払う賃金 月額÷所定労働日数

ハ. 時間ごとに支払う賃金 時間額×所定労働数

(2) 短時間休業を行った場合の1時間当たりの額の算定方法

イ. 月ごとに支払う賃金 月額÷所定労働日数

ロ. 日ごとに支払う賃金 日額÷所定労働日数÷所定労働時間数

重要なポイントは赤字できちんと説明致しております。

手当、資格手当、管理職手当、家族手当、住宅手当、給は85%、基本給以外は

3

この協定は平成21年8月1日に有効し、平成21年8月31日に失効する。

休業実施期間

自社で取り決めた各種休業手当率を記入。平均賃金の60%が最低ラインです。

平成21年7月1日

株式会社ヒューマンネット・コンサルティング

代表取締役 清水厚史

印

計画届を提出する当日までに締結してください。

ヒューマンネット・コンサルティング

労働者代表 佐藤太郎

印